

## 規格文書名:SGEC 規準文書 6:2021 SGEC 商標使用規則—要求事項

内容

本文

付属書1: プロモーションラベル用の代替メッセージ

付属書2(参考): SGEC ラベルの不正使用の例

規格文書名: SGEC 規準文書 6:2021 SGEC 商標使用規則—要求事項

制定者 : 一般社団法人 緑の循環認証会議 理事会

制定年月日: 2021 年 3 月 30 日

改正年月日: 2022 年 3 月 29 日

施行年月日: 2021 年 6 月 1 日

移行期限 : 2023 年 8 月 14 日

レビュー期限: 2026 年 3 月 29 日以前

SGEC 規格の公式言語:日本語

SGEC 規準文書の公表に関する規定(SGEC 規準文書1の 7.2 規格の公表と入手可能性) に基づく表示

### 1 緑の循環認証会議への連絡先等

組織 : 一般社団法人 緑の循環認証会議(略称:SGEC/PEFC-J)

住所 : 〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F

電話・FAX : Tel +81-東京 3-6273-3358 Fax +81-3-6273-3368

E-Mail: info@sgec-pefcj.jp URL : <http://www.sgec-pefcj.jp>

### 2 文書名、公式言語、理事会承認及び発行、施行、移行、レビュー開始年月日

文書名などは表紙に記載した。「次回レビュー開始時期」と「公用語は日本語」に関し補足説明した。

#### 2-1 次回レビュー開始期限 :

—初版では一括記載;

規準文書12021 初版 SGEC 認証制度の管理運営>8.規格の定期的レビュー> 8.1. 総論「規格は、5年を超えない間隔をもってレビューされなければならない。」

—第2版では個別文書ごとにも記載:

各個別文書の附則に追加:「次回レビュー開始は 2026年2月29日以前とする。」

(注記:PEFC 規格への2条件の1つへの対応:第2版各文書末尾の附則に記載)

#### 2-2 「SGEC 規格の公式言語:日本語」について

SGEC 規格(規準、ガイド)の公式言語は、日本語

(注:文書2(持続可能な森林経営-要求事項)には「公式言語は日本語」と記述)

なお、SGEC 規格は PEFC 規格に準拠しており、PEFC 規格への適合性が PEFC により確認されている。SGEC は、PEFC (The Programme for the Endorsement of Forest Certification (PEFC)) に加盟し、PEFC 国際部との契約に基づき日本国内の PEFC 業務の一部に実施委任を受けている。PEFC 規格の公式言語は英語で、SGEC の PEFC 規格の和訳版は仮訳。PEFC 規格に関連する SGEC 規格及び PEFC 規格の仮訳の解釈に疑義がある場合は、PEFC 規格(英文)を参照しなければならない。

### 3 文書の公開

文書は、SGEC の web-site: <https://www.sgec-pefcj.jp> から自由に閲覧でき、内容を変更せずに複製、印刷、配布することができる。ただし、登録商標(SGEC 及び PEFC の登録したロゴ及びイニシヤル)については、「SGEC 規準文書 6 商標使用規則 -要求事項」による必要がある。

## SGEC 規準文書 6: 「SGEC 商標使用規則－要求事項」

### SGEC 規準文書 6

理事会 2021

2021.3.30

### SGEC 商標使用規則－要求事項

#### 目次

はじめに 5

序論 5

1 適用範囲 5

2 引用規格 6

3 定義と用語 6

4 PEFC 商標の所有権 10

4.1 所有権 10

5 SGEC 商標の適用範囲 10

5.1 SGEC 商標の全般的な適用範囲 10

5.2 SGEC 商標の製品上使用の適用範囲 10

5.3 SGEC 商標の製品外使用の適用範囲 11

6 SGEC 商標使用に関する要求事項 12

6.1 全般的な要求事項 12

6.2 SGEC 商標使用ライセンス 13

6.3 SGEC 商標使用者の種類 14

6.3.1 グループ A:各国認証管理団体(NGB)及び PEFC 認可団体 14

(日本においては SGEC/PEFC ジャパン)

6.3.2 グループ B:SGEC 認証制度に基づく森林管理(SFM)規格の認証を受けた主体 14

6.3.3 グループ C:SGEC-COC 規格に基づく認証を受けた主体 14

6.3.4 グループ D:その他の使用者 15

7 SGEC 商標に関する技術的な要求事項 16

7.1 SGEC 商標の製品上(オンプロダクト)使用に関する技術的な要求事項 16

7.1.1 全般的な要求事項 16

7.1.2 SGEC 製品上ラベル 17

7.1.3 SGEC のイニシャル 20

7.2	SGEC 商標の製品外(オフプロダクト)使用に関する技術的な要求事項	20
7.2.1	SGEC プロモーションラベル	20
7.2.2	SGEC のイニシャル	21
8	SGEC ラベルに関する図案上の要求事項	21
8.1	SGEC ラベルの要素	21
8.1.1	SGEC ロゴ(A)	22
8.1.2	SGEC 商標ライセンス番号(B)	22
8.1.3	ラベル名(C)	22
8.1.4	ラベルメッセージ(D)	22
8.1.5	SGEC ウェブサイト(E)	23
8.1.6	SGEC ラベルの枠(F)	23
8.2	デザイン(図案)の仕様	23
8.2.1	色	23
8.2.2	ラベルの方向	24
8.2.3	寸法	24
8.2.4	最小サイズ	24
8.2.5	設置	25
8.3	ラベルの選択的な使用	25
8.4	変形使用	27
	付属書 1: プロモーションラベル用の代替メッセージ	28
	付属書 2(参考): SGEC ラベルの不正使用の例	30

## はじめに

一般社団法人緑の循環認証会議(以下「SGEC/PEFC ジャパン」という。)は、森林認証及び林産品認証とそのラベル制度を通じて、持続可能な森林管理の促進を図る日本国内に適用される SGEC/PEFC 認証制度(PEFC 認証制度は PEFC 協議会から委任を受けて管理)を管理する組織である。

本規格は、PEFC 評議会(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)によって、その定める PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則－要求事項」及びその他 PEFC 認証制度に関する文書に基づき適合性評価を受け、承認されている。

本規格は、広範囲にわたるステークホルダーによる関与の下に、オープンで、透明な、公開協議とコンセンサスをベースとするプロセスを通じて策定された。

本規格は、SGEC 附属文書 2-1「別紙 SGEC ロゴマーク」及び同 2-2「SGEC ロゴマークの使用要領」を無効化し、これに代替する。本規格の公表以前に SGEC 商標使用許可を取得した商標使用者については、SGEC 附属文書 2-1 及び同 2-2 の要求事項からこの文書への切り替えのために 18 か月の移行期間が適用される。

## 序論

SGEC 商標は、林産品の由来が、持続可能な管理が行われた森林や出処に問題のないことに関する情報を正確かつ検証可能な情報として提供することにある。このことにより、市民・消費者に持続可能な森林管理や環境に配慮した商品の選択的購買を促し、その由来する認証林産品の需要と供給を活性化することによって、市場主導型による森林資源の継続的な改善の顕在化を図り、その推進に寄与する。

組織は、「SGEC ラベルジェネレータ(作成)ツール」を使用して自社独自の商標番号が付いた SGEC 商標をダウンロードすることができる。「SGEC ラベルジェネレータ(作成)ツール」は、無料のオンライン・ツールであり、迅速で簡単な SGEC 商標の作成を可能にする。有効な商標使用ライセンスを保有するすべての組織はラベル再生システムにアクセスをすることができる。

本規格は、ISO14020:2000 が定める環境ラベルおよび宣言の一般原則に依拠する。

## 1. 適用範囲

SGEC 文書 2「SGEC 認証制度の管理運営に関する文書」の第 2 条の SGEC 商標(ロゴ)及びそ

の使用規則はこの文書の定めるところによる。

本規格は、SGEC 商標使用者が SGEC のロゴと SGEC のイニシャル、それに関連する主張及び /又は宣言を正確かつ検証可能で、適切に使用することを確実にするための要求事項を定める。

本規格は、SGEC 商標の法的な保護、同商標を使用する権利、同商標使用の種類、同商標の製品上・製品外の使用に関する技術的及び図案上の要求事項などを定める。

本規格書を通して、「しなければならない。」という用語は、それが使われる規定が必須であることを意味する。「すべきである。」の用語は必須ではないにしても採用され、実行されることが期待されることを意味する。「してもよい又はすることが認められる。」はこの文書による許可を表現するものであり、「することができる(can)」はこの文書の使用者の技量や使用者に開かれている可能性を述べるものである。

なお、不明な点がある場合は、SGEC に関する事項については SGEC の関連文書の日本語版により決定する。PEFC に関する事項については、PEFC の関連文書の英語版により決定する。

## 2. 引用規格

下記の参考文書はこの文書を使用する上で不可欠である。日付の有無に関わらず、それら参考文書の(修正を含む)最新版(修正を含む)が適用される。

SGEC 規準文書4:2021「森林及び森林外樹木製品の SGEC-COC」

PEFC ST 2002:2020、「森林および森林外樹木製品の COC-要求事項」

PEFC ST 2001:2020「PEFC 商標使用規則-要求事項」

SGEC ガイド文書7:2021 「SGEC 情報及び登録システム-データに関する要求事項」

PEFC GD 1008:2019「PEFC 情報および登録システム-データに関する要求事項」

## 3. 用語と定義

本規格においては、SGEC 基準文書4「森林及び森林外樹木製品の SGEC-COC」で定める用語と定義が適用される。

### 3.1 完成品

製造プロセスの終了時点で得られる製品で、顧客に販売又は流通させるために準備ができているもので、販売又は流通する以前のもの。

### 3.2 森林及び森林外樹木産原材料

森林、又は森林外樹木など SGEC 規格に基づき SGEC 認証が認められた生産源に由来する原材料である。ここには、木材原材料の他に山菜、キノコ、樹液など非木材原材料も含まれる。また、そのような区域/生産源に由来するリサイクル原材料を含む。

### 3.3 森林及び森林外樹木産品

森林及び森林外樹木産原材料及びその原材料から生産された製品で、当該原材料から生成されたエネルギーなど計量可能で無形の製品も含まれる。

### 3.4 製品外使用(オフ・プロダクト)

SGEC 商標の製品上使用以外の使用であり、SGEC 認証森林に由来する特定の製品や原材料に言及しないもの。例えば普及用印刷物などがこれに当たる。本規格「5 SGEC 商標の対象範囲」を参照。

### 3.5 製品上使用(オン・プロダクト)

SGEC 認証原材料又は製品に言及するか、又は、購入者や一般消費者が SGEC 認証原材料について言及していると理解する様な言及を含む PEFC 商標の使用。製品上使用は、直接的使用(SGEC 商標が有形な製品に付される)か、または、間接的使用(商標は製品上に直接付されないが、有形な製品に言及する)である。本規格「5 SGEC 商標の対象範囲」を参照。

**注意書:**製品上使用は、SGEC 認証製品若しくはこれに関連して SGEC 商標を使用する場合であって、例えば以下の使用がある。

- ① 有形製品上への直接使用(包装なしの場合)、個別に梱包、容器、包装された製品、又は、製品輸送に使用される大型の箱、木枠などに使用される場合
- ② 特定の製品に関連する形で文書類に使用される場合(請求書、出荷票、広告物、説明書など)  
この場合、購入者や一般消費者が特定の製品に言及していると考え、そのように理解するような商標の使用は製品上使用と見做される。

### 3.6 PEFC 認可団体

PEFC 評議会が、PEFC 評議会に代わって PEFC 商標ライセンスを発行することを許可した主体であり、通常、認可団体は PEFC 認証管理団体(NGB)である。日本の場合は、SGEC/PEFC ジャパンがこれに当たる。

### 3.7 SGEC 認証原材料

下記に該当する原材料のカテゴリーである。

- a) SGEC 認証書の対象である供給者によって、「X%SGEC 認証」の SGEC 主張を付して出荷された森林及び森林外樹木産原材料
- b) 「X%SGEC 認証」の SGEC 主張を付されずに納入されたリサイクル原材料。

### 3.8 SGEC 認証製品

組織(企業等)によって「X%SGEC 認証」の SGEC 主張を付して販売/譲渡された製品。

### 3.9 SGEC-COC

組織(企業等)が、森林及び森林外樹木産製品、並びにそれらの原材料カテゴリーに関する情報や正確で検証可能な SGEC 主張の使用を扱うためのプロセス。

### 3.10 SGEC 管理材

原材料が「問題のある出处」に由来するリスクが「極小」である旨、組織(企業等)が DDS を通じて決定した森林及び森林外樹木産原材料に関する原材料カテゴリー。

**注意書** 「SGEC 管理材」は、組織がこのカテゴリーの原材料に対して使用してもよい SGEC 主張でもある。

### 3.11 SGEC ラベル

SGEC ラベルは、SGEC のロゴ及びラベル名、並びにラベルメッセージ又はウェブサイトなど本規格が定める追加的要素によって構成される。追加的要素は、SGEC ロゴに関する情報を提供し、これを補足する。SGEC ロゴは、常に SGEC ラベルの中で使用されなければならない。本規格が解説する特定の状況下においては、SGEC ラベル要素は省略が可能であり、最終的には追加要素のない SGEC ロゴのみということがあり得る。

### 3.12 PEFC 各国認証管理団体

PEFC 各国認証管理団体(PEFC-NGBs)は、各自国において PEFC から承認を受けた認証システムを構築し、その実行を目的に設立された当該国の認証制度を管理する独立組織である。PEFC-NGBs とその連絡先のリストは PEFC のウェブサイトに掲載されている。PEFC-NGBs は、しばしば PEFC 認可団体を兼ねる。3.6 項を参照。

### 3.13 SGEC 森林管理及び COC 認証書

- (a) SGEC 森林管理認証書は、SGEC 公示を受けた認証機関が SGEC 森林認証制度/同森林管理規格に基づき発行した有効期間内の認証書、
- (b) SGEC-COC 認証書は、SGEC 公示を受けた認証機関が SGEC-COC 認証規格要求事項(SGEC 規準文書 4)に基づき発行された有効期間内の認証書

**注意書 1:** SGEC 森林管理及び COC 認証規格は SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイトに掲載される。

**注意書 2:** グループ認証書又はマルチサイト認証書で、サイト又はグループ加盟者が認証書の対象に含まれることが当該認証書の付帯資料又は子(支)認証書等によって確認される場合には、当該認証書及びその書類等を一体のものとして、そのサイト/加盟者の SGEC 認証書と見做す。

### 3.14 SGEC 商標

SGEC の商標は、SGEC のアイデンティティーを視覚的に代表するシンボルである。これらは登録され、SGEC/PEFC ジャパンに所属する。SGEC 商標には 2 種類がある。

- a) 「SGEC」のイニシャル
- b) SGEC ロゴは本規格の付属書に示される。SGEC ロゴは常に SGEC ラベルの内部に使用されなければならない。(3.11 項「SGEC ラベル」の定義を参照)



- c) SGEC のロゴは、「持続可能な森林管理を通じて、自然環境の保全に貢献するとともに、地域における循環型社会の形成に寄与する。」ことを旨とする SGEC 認証制度の理念に相応しい色調とデザインとし、SGEC のアイデンティティーを視覚的に表している。

### 3.15 リサイクル原材料

下記の森林および森林外樹木原材料である。

- (a) 製造プロセスの中で廃棄物から再生したもの。加工直し、研磨直し、又はプロセスの中で発生する廃材の再使用で、それが発生したものと同一のプロセスに再利用することができるものは除外される。また、製材副産物(例えば、おが屑、木片、樹皮など)などの副産物や林地残材(樹皮、枝(木片)、根など)も除外される。これらは「廃棄物」とは見做さないからである。
- (b) 家庭から発生したもの又は製品の最終ユーザーの立場としての商業、工業、研究施設などから発生したもので、それ以上当初の目的に使用することができないもの。ここには、流通チェーンから返品された原材料も含まれる。

**注意書 1:** 「それが発生したものと同一のプロセスで再利用することができる」とは一つのプロセスから発生する原材料が同一のサイトの同一プロセスに連続的に投入されるものを意味する。例としては、パネルボードの生産でプレス工程で発生する残留物で連続的に同一のプレスラインに再投入されるものがある。これはリサイクル原材料とはみなされない。

**注意書2:** この定義はISO14021の定義を根拠とする。

**注意書3:** リサイクル原材料の種々の例が PEFC GD 2001 に挙げられている。

### 3.16 小売業者

PEFC 認証企業から PEFC 認証完成品を調達し、消費者に販売する主体。

### 3.17 森林外樹木 (Tree outside Forests: TOF)

森林法第 2 条において森林若しくは林地と指定された区域外で生育する樹木。その区域は、通常「農地」又は「市街地」として分類される。

## 4. SGEC 商標の所有権

### 4.1 所有権

**4.1.1** 「SGEC ロゴ及び SGEC のイニシャル」は著作権の対象物であり、SGEC/PEFC ジャパンが所有する登録商標である。この著作権の対象である「SGEC ロゴ及び SGEC のイニシャル」の無断使用は禁じられており、法的手段が取られることもある。

## 5. SGEC 商標の適用範囲

### 5.1 SGEC 商標の全般的な適用範囲

**5.1.1** SGEC 商標とその関連する主張は、当該主張及び/又はラベルを付した原材料が持続可能に管理された森林、リサイクル材、及び/又は管理材に由来することを示している。

**5.1.2** また、SGEC 商標は認証品としての主張及びラベルが付いた製品の製造者である組織(企業等)が、SGEC 認証制度が定める社会的要求事項を遵守し、マネジメントシステムを備えた組織体制の下で管理していることを示している。

**5.1.3** 更に加えて、SGEC 商標は、組織(企業等)の SGEC 認証状況について情報を提供するものである。

### 5.2 SGEC 商標の製品上使用の適用範囲

### 5.2.1 SGEC 商標の製品上使用の適用範囲は下記のとおりである。

- a) 商標を有形の個々の製品又はそのパッケージ上に SGEC 認証原材料に言及して使用する直接的な製品上使用。
- b) 製品が SGEC 認証品であることを示すために、メディアやマーケティング資料などにおいて該当する製品が認証品であるか、又は SGEC 認証原材料を含んでいることが理解されるように言及しているなど間接的な製品上使用。

**例 1.** 広告、商品解説書、ウェブサイト、又は包装明細書などにおいて実際の商品に言及をしてその製品が SGEC 認証であることを示すために SGEC 商標を使用する。

**例 2.** 認証製品について、その製品の供給者又は製造者が認証を受けていることに言及する。例えば、「この雑誌は SGEC 認証を受けた印刷業者によって印刷されています。」又は、「この雑誌は SGEC 認証紙を使っています。」など。

- c) 製品の生産プロセスの一部として SGEC 認証原材料が使用されていることに言及する直接的又は間接的な製品上使用。7.1.1.3 項を参照

**例:**「このブランディーは持続可能に管理された森林、リサイクル材、又は管理材に由来するオーク樽で熟成されました。」、又は「この植物は、持続可能に管理された森林及び管理材に由来する森林から生産された種苗から育ったものです。」

**5.2.2** SGEC 商標は、ラベル又は主張が付された森林及び森林外樹木産品全体を対象とするものであり、その一部のみを対象とするものではない。パッケージは製品の一部とは見なされない。SGEC 認証林産品のパッケージ自体も森林及び森林外樹木産原材料を含むものであることがあり得るので、それ自体に SGEC 商標を使用することもできる。製品とパッケージが共に SGEC 認証品である場合は、当該パッケージに SGEC ラベルを二つ使用することが認められる。7.1.1.1 項を参照。

### 5.3 SGEC 商標の製品外使用の適用範囲

**5.3.1** SGEC 商標の製品外使用の適用範囲は、製品上使用の適用範囲以外の SGEC 商標使用であり、例示すると下記のとおりである。

- a) 認証を受けていることを伝える。(この使用は本規格の 6.3 項が定める使用者グループのグループ B と C に関連する)
- b) 認証書が SGEC の承認を受けていることを伝える。(認証機関)
- c) SGEC の認定に係る行為であることを伝える。(認定機関)
- d) SGEC 認証製品の調達又は SGEC 認証製品の調達に対するコミットメントについて伝える。(SGEC 認証製品の最終ユーザー)
- e) SGEC の制度や認証の発展及びその促進に焦点を当てたプロジェクトや運動について伝える。

- f) その他の教育およびプロモーション的な目的のために SGEC 商標を使用する。(PEFC 評議会、NGB、認証企業、認証機関、認定機関、PEFC 認証品を販売するその他の組織、等)
- g) 店頭及び/又はオンラインで特定の製品や SGEC 認証原材料に言及しない形での、SGEC 認証製品が入手可能であることの一般的な告知

## 6. SGEC 商標使用に関する要求事項

### 6.1 一般的な要求事項

6.1.1 SGEC 商標は、SGEC/PEFC ジャパン及び SGEC 認証制度に関する正確な言及と共に使用されなければならない。

6.1.2 SGEC のロゴとラベルは、別に定める「SGEC ラベルジェネレータ(作成)ツール」(SGEC Label Generator)から入手しなければならない。

6.1.3 SGEC 商標及びその構成要素は、他の商標又はラベルの一部として使用したり、それらを組み込んで他のマークを作成したり、又は SGEC 商標の趣旨に関して一般社会に誤解を与えるような画像、言葉、又はシンボルと併用して使用してはならない。

6.1.4 SGEC 商標は、SGEC 認証制度に関する誤解や混乱を招くか、又は認証主体の認証範囲外の行為に SGEC が参画をしているか、又は責任を有するかのような疑念を与える恐れのある形で使用されてはならない。SGEC 商標は、認証主体の SGEC 認証に関わる業務に関する誤った解釈や理解につながる方法や SGEC の信頼を損ねる形で使用されてはならない。

6.1.5 SGEC 商標は、SGEC/PEFC ジャパンの明示的な認可を得ることなくブランド名、企業名、又はウェブサイトのドメイン名などの中で使用してはならない。

6.1.6 SGEC 商標は、それが付された製品の質、特徴、内容物、生産プロセス等や SGEC 認証又は SGEC 全般に関して誤解を与えるような形で他の主張、メッセージ又はラベルと併用されてはならない。

6.1.7 SGEC 商標が付された製品上に他のメッセージや主張又はラベルが使用されている場合には、その製品のどの部分が SGEC 商標に関連し、どの部分が認証の範囲外であるかが、明確に確認が可能でなければならない。

6.1.8 SGEC 商標は、SGEC/PEFC ジャパンが提供するメッセージと併用されなければならない。

SGEC 規格に規定されていない商標の使用については、SGEC/PEFC ジャパンの許可を得なければならない。

**6.1.9** SGEC 商標の使用は、正確で、かつ商標に係る法的要求事項とその他の法令を遵守するものでなければならない。組織(企業等)は、SGEC 商標の使用にあたり、該当する法令を遵守する責を負う。

**6.1.10** SGEC/PEFC ジャパンは、SGEC の戦略的な展望及び使命にそぐわない SGEC 商標の使用を拒否する権利を有する。

## 6.2 SGEC 商標使用ライセンス

**6.2.1** SGEC 商標は、SGEC/PEFC ジャパンが発行した SGEC 商標使用ライセンスによる権限の下に使用されなければならない。SGEC 商標使用ライセンスを取得した場合には、当該取得者のライセンス番号が発行される。

**6.2.2** ライセンスは、商標使用の申請者と SGEC/PEFC ジャパンとの間のライセンス契約(商標使用契約)の約定(署名)を通じて取得されなければならない。

**6.2.3** SGEC 商標を使用する認証組織のライセンス番号は、SGEC の COC の実行のために主張を伝える場合以外に、SGEC 商標を使用するごとに当該商標に付随しなければならない。

例「当社は SGEC 認証原材料を調達しています。(SGEC/XX-XX-XX)」

**注意書 1** SGEC のイニシャルをプロモーションの目的で使用する際に、そのプロモーション文言の中でイニシャルが複数回使用される時は、SGEC のライセンス番号は最初のイニシャルに表示されるだけでよいとされている。ライセンス番号が付いた SGEC ラベルが該当する文言に隣接して使用されるか、又はその文言と同じページの中でそのイニシャルを使用する組織が明確に確認可能な形で使用される場合は、そのイニシャルはライセンス番号なしで使用することが認められている。

**注意書 2** SGEC 商標を報道記事又は科学研究記事で使用される場合は、SGEC ライセンス番号を使用又は付した番号を保持する必要はない。

**6.2.4** SGEC/PEFC ジャパンは、SGEC 商標の製品外使用を目的に一度限りの商標使用の許可を発行することができる。この使用は、一度限りの使用となる。「SGEC の許可の下でのロゴ使用」の免責条項が、SGEC 商標とともに明確に表示されなければならない。

**6.2.5** 下記の場合、SGEC/PEFC ジャパン(SGEC/PEFC ジャパンはライセンス番号を発行している。)による事前許可の下に、SGEC ラベルを、例外的にライセンス番号なしに使用することが

できる。

- a) SGEC 商標ラベルのサイズのためにライセンス番号の判読が困難である、あるいは
- b) 適用された技術では、SGEC 商標とライセンス番号の併用が不可能である、
- c) 上記に加えて、製品上使用に関しては下記であること。
  - SGEC 商標とライセンス番号が該当製品の他の箇所で使用されている。  
(例:パッケージ、大箱、製品のパンフレットまたは使用マニュアル)、又は
  - 該当の SGEC 商標使用者が、他の製品上の情報によって明確に確認できる。

### 6.3 SGEC 商標使用者の種類

#### 6.3.1 グループ A: 各国認証管理団体及び PEFC 認可団体

(日本においては、「SGEC/PEFC ジャパン」が該当する。)

##### 6.3.1.1 SGEC/PEFC ジャパンによる SGEC 商標の使用は、製品外使用に限る。

#### 6.3.2 グループ B: SGEC 認証制度に基づく森林管理(FM)規格の認証を受けた主体

6.3.2.1 持続可能な森林管理認証の有資格主体が SGEC 商標ライセンスを取得するためには、有効な森林管理認証書を保有していなければならない。

6.3.2.2 SGEC 森林管理認証書を保有するグループ B の主体が、SGEC-COC 規格に基づく認証を受けていない場合は製品外使用のみが許される。但し、一般的に、素材生産は持続可能な森林管理に係る森林施業の範疇内の作業として認められることから、森林管理 (FM) 認証取得者によって認証森林の森林管理に係る森林施業の一環として産出された素材については、SGEC-COC 規格に基づく認証を受けていない場合にあっても、本規格に基づき SGEC 商標を使用することができる。

**注意書:**SGEC 文書 2 の「第 5 章認証機関」において、以下の通り規定している。

森林管理 (FM) 及び COC 認証機関は、国際認定フォーラム (IAF) の国際相互承認協定 (MLA) に署名した認定機関より、「製品認証機関に関する国際規格 (ISO/IEC 17065)」により適合している旨の認定がなされていること。

6.3.2.3 認証が一時停止、取り下げ、又は終了された場合は、SGEC 商標ライセンスは自動的に一時停止又は終了される。但し、一時停止は、同措置が解除されるまでの間。

#### 6.3.3 グループ C: SGEC-COC 規格に基づく認証を受けた主体

**6.3.3.1** SGEC-COC 認証の有資格主体が SGEC 商標ライセンスを取得するためには、有効な SGEC-COC 認証書を保有していなければならない。

**6.3.3.2** グループ C の商標使用者は、SGEC 商標を製品上及び製品外の目的で使用することが許される。

**6.3.3.3** 認証が一時停止、取り下げ、又は終了された場合には、SGEC 商標ライセンスを自動的に、一時停止が解除されるまでの間は一時停止、又は終了される。

**6.3.4** グループ D: その他の使用者

**6.3.4.1** SGEC 商標使用者グループ A、B、C に属さない組織やその他の主体。

**6.3.4.2** グループ D は、商工組合、小売業者、研究・教育施設、認証機関、認定機関、政府系組織、NGO などを対象とする。グループ D は、森林及び森林外樹木製品のチェーン内にある組織で森林及び森林外樹木製品の最終ユーザーの立場にある者、又は供給者によって製品上に主張及び/又はラベルが付された製品を如何なる措置も加えずにそのまま販売する立場にある者で COC 認証の適用外にあるものも含む。

**6.3.4.3** グループ D の商標使用者は、製品外使用に限って SGEC 商標の使用が許される。

**6.3.4.4** ロゴ使用者グループ D に属する小売業者で SGEC 認証完成品を調達し、如何なる形であれその製品に処置を加えたり、包装を変更したり、非認証製品と混合することなくその完成品を消費者に直接販売する者は、SGEC 認証製品のプロモーションを目的として例外的に SGEC 商標を間接的に製品上使用することができる。(要求事項 5.2.1 項 b を参照)その場合、下記の要求事項を遵守する必要がある。

- a) 商標使用者グループ D に関する SGEC 商標ライセンスを有する。
- b) SGEC のプロモーションのラベルは、少なくとも一度は「SGEC 商標が付いた製品は、SGEC 認証品として提供することができます。」のラベルメッセージを付けて使用されなければならない。このラベルは、カタログ、パンフレット、又は価格表などにおいて一般の人が SGEC 商標の趣旨を明確に理解及び確認できるように、見えやすい箇所に付されなければならない。
- c) SGEC 商標は、SGEC 認証品として提供される製品に隣接して置かれるカタログ、パンフレット、又は製品一覧を通して組織のライセンス番号なしで使用することができる。
- d) 該当する製品には、SGEC 認証供給者のライセンス番号を付した SGEC 商標を物理的に製品上に付されていないなければならない。

- e) 最初の使用に関しては SGEC/PEFC ジャパンによる許可が必要であり、それ以降は SGEC/PEFC ジャパンが年次ベースで許可する。なお、SGEC/PEFC ジャパンは、如何なるものであれデザインの変更がある場合にはその都度新規の許可を発行しなければならない。
- f) SGEC 商標は、常に本規格及び他の SGEC 関連文書に従って使用されなければならない。  
**注意書** SGEC 商標は、必ず少なくとも一度はカタログ、パンフレット、又は製品一覧などに表示されるので、項 6.2.5 項はこの場合は適用されない。

表1 商標使用の概要

SGEC ロゴ使用者／使用法	製品上使用	製品外使用
グループ A:各国認証管理団体	なし	あり
グループ B:持続可能な森林管理 認証主体	なし(但し、素材にのみ使 用可)	あり
グループ C:COC 認証主体	あり	あり
グループ D:その他の使用者	なし	あり

**注意書 1** グループ B の認証書保有者で SGEC-COC 認証書も併せて保有する者は、グループ C にも属するので SGEC 商標の製品上使用ができる。但し、グループ B の認証書保有者で SGEC-COC 認証書を保有しない者であっても「素材」のに限って SGEC 商標の製品上の使用ができる。

**注意書 2** 例えば森の看板など追加的に使用される製品外メッセージは、グループ B の使用例として付属書 1 に示される。

**注意書 3** 使用者グループ D に属する小売業者については、要求事項 6.3.4.4 項も参照のこと。

## 7. SGEC 商標に関する技術的な要求事項

### 7.1 SGEC 商標の製品上使用に関する技術的な要求事項

#### 7.1.1 全般的な要求事項

**7.1.1.1** SGEC 商標の言及する製品は、明確な確認が可能でなければならない。製品の明確な確認が不可能な場合は、ラベルのメッセージ又は少なくとも製品名(8.3.3 項参照)によって商標と製品の繋がりを明確にしなければならない。

**例:**SGEC 認証鉛筆が SGEC 認証を受けていない林産原材料によってパッケージされている場合は、パッケージに貼付される SGEC ラベルのメッセージにおいて「この製品は」に代えて「この鉛筆は」などロゴが言及する製品がどれなのかを明確にする。

7.1.1.2 製品に含まれる認証原材料のパーセンテージが SGEC 商標の貼付に適格かどうかを判断するためには、該当の製品全体が考慮されなければならない。5.2.2 項を参照。

例:本に SGEC 商標を使用するには、当該本全体(表紙と全ページ)が少なくとも 70%以上の認証原材料を含まなければならない。

7.1.1.3 製品の生産プロセスの一環として SGEC 認証原材料に言及する間接的な製品上使用(5.2.1 「c)」で解説)については、SGEC/PEFC ジャパンの許可が必要である。

## 7.1.2 製品上の SGEC 認証ラベル

### 7.1.2.1 SGEC 認証ラベル

7.1.2.1.1 SGEC 認証ラベルは、製品上に使用される一般的なラベルである。



7.1.2.1.1.1 上記以外のデザインによって使用しようとする場合は、事前に SGEC/PEFC ジャパンに許可を求め承認を得なければならない。

7.1.2.1.2 「SGEC 認証」ラベルは、製品に含まれる森林及び森林外樹木産原材料の少なくとも 70%以上が SGEC 認証原材料であり、リサイクル原材料の含有率が 100%未満である場合に使用できるが可能。

**注意書** リサイクル原材料は、森林及び森林外産品の原材料カテゴリーに含まれる。3.7 項の定義を参照。

7.1.2.1.3 SGEC 認証ラベルに使用されるラベルメッセージは、「この製品は持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材、及び管理材が使用されています。」である。「この製品は」の用語は、ラベルジェネレータ(作成)ツールを使用して、該当する製品名又はラベルが言及している製品に含まれる認証原材料の名前に差し替えてもよい。7.1.1.1 項及び 8.3 項を参照。

7.1.2.1.4 該当製品がリサイクル由来の SGEC 認証原材料を含まない場合は、ラベルメッセー

ジから「リサイクル材」を除外することができる。



7.1.2.1.5 製品が SGEC 認証森林由来の原材料のみを含む場合は(例えば、「100%SGEC 由来」の主張が付されて納入された原材料)場合は、ラベルメッセージを「『この製品』は持続可能に管理された森林からの原材料が使用されています。」としてもよい。



7.1.2.1.6 SGEC 認証プロジェクトの場合は、「この製品は」に代えて「このプロジェクトに使用されている森林及び森林外樹木産原材料は」を使用しなければならない。ここで、「プロジェクト」はそのプロジェクトの種類(パビリオン、タワー、など)に代えることができる。

#### 7.1.2.2 SGEC リサイクルラベル

7.1.2.2.1 製品がリサイクル原材料(3.15 項リサイクル原材料の定義を参照)のみを使用している場合は、ラベル名は「SGEC リサイクル」であり、ラベルメッセージは「『この製品』はリサイクル原材料が使用されています。」でなければならない。「この製品」の用語は、ラベルジェネレータ(作成)ツールを使用して、該当する製品名又はラベルに関連する製品に含まれる認証原材料名に差し替えてもよい。



表 2 SGEC 認証ラベルのオプション使用の概要

		
ラベル名	SGEC 認証	SGEC リサイクル
使用の要求事項	最低限70%がSGEC認証原材料であり、かつ、リサイクル材含有率が100%未満	100%がリサイクル材
一般的なラベルメッセージ	<p>－「この製品は持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材及び管理材が使用されています。」</p> <p>－ そのラベルが言及する相手の製品が不明瞭な場合「この製品」の部分は製品名に代替しなければならない。</p> <p>製品がリサイクル材を含まない場合、ラベルメッセージは「リサイクル材」の用語なしで使用可能。</p> <p>－ 製品がSGEC認証森林からの原材料のみを含む場合は、ラベルメッセージを「リサイクル材及び管理材」の部分を省略して使用してもよい。</p>	<p>「この製品はリサイクル材が使用されています。」</p> <p>－ そのラベルが言及する対象の製品が不明瞭な場合は、「この製品」の部分は製品名に代替しなければならない。</p>

### 7.1.3 SGEC のイニシャル

7.1.3.1 製品が少なくとも 70%以上の SGEC 認証原材料を含んでいる限りは、SGEC のイニシャルを直接製品上使用することができる。

例 1:この製品は 75%SGEC 認証の木材を使用して製造されました。(SGEC/XX-XX-XXX)

例 2:この情報誌は SGEC 認証紙(SGEC/XX-XX-XXX)に印刷されました。

7.1.3.2 同じ製品にライセンス番号付きの SGEC ラベルが付されていない場合は、組織の SGEC 商標ライセンス番号が必ず SGEC のイニシャルとともに使用されなければならない。

7.1.3.3 製品に含まれる SGEC 認証製品や SGEC 認証原材料で SGEC のイニシャルの対象になっているものは明確に確認されなければならない。SGEC のイニシャルがどの製品に言及をしているのかが不明瞭な場合は、その製品を特定しなければならない。7.1.1.1 項参照。

7.1.3.4 前記の規定と異なる SGEC イニシャルの製品上使用については、SGEC/PEFC ジャパンの許可が必要である。

7.1.3.5 本項で概説された要求事項は、SGEC-COC 規格(SGEC 文書4)の規定に基づき COC 主張を伝える目的で SGEC のイニシャルを使用する場合には適用されない。

## 7.2 SGEC 商標の製品外使用(オフプロダクト)に関する技術的な要求事項

### 7.2.1 SGEC のプロモーションラベル

7.2.1.1 SGEC のプロモーションラベルは下記である。



7.2.1.2 SGEC のプロモーションラベルに使用される一般的なラベルメッセージは、「持続可能な森林管理の促進」である。

**7.2.1.3** プロモーションを目的とする場合の追加的なラベルメッセージは、本規格の付属書 1 に提示される。

**7.2.1.4** SGEC ラベル使用をしない SGEC 製品外ラベルメッセージは、ラベル使用と同様の要求事項に基づいて使用することができる。こうした場合や SGEC ラベルが当該メッセージに付帯して使用されない場合には、SGEC 商標ライセンス番号が当該メッセージに付帯して使用されなければならない。

**7.2.1.5** SGEC の持続可能な森林管理及び COC の認証書を保有している組織(企業等)(SGEC 使用者グループ B と C)は、SGEC のプロモーションラベルを下記の上に使用することが認められる。

- a) レターヘッド、カタログ、又はその他のプロモーション資料。但し、何が認証を受けているのかが不明瞭でないこと。7.2.1.6 項も参照
- b) 送り状または出荷伝票。SGEC 主張が付されて納入された製品は明確な確認が可能でなければならない。

**7.2.1.6** SGEC ラベルは、プロモーションを目的として非販売製品上に使用することができる。SGEC ラベルが、非販売製品の何に言及しているのかは明確でなければならない。プロモーションラベルメッセージが含まなければならない。

**注意書** 認証を受けていない小売業者による「カタログ、パンフレット、又は製品一覧における SGEC ラベル使用については、6.3.4.4 項を参照のこと。

## **7.2.2 SGEC のイニシャル**

**7.2.2.1** SGEC のイニシャルの製品外使用は、SGEC プロモーションラベルと同様の条件及び要求事項で許容される。その使用は、常に SGEC に関して正確かつ正しい言及をしていなければならない。

## **8. SGEC ラベルに関する図案上の要求事項**

### **8.1 SGEC ラベルの要素**



### 8.1.1 SGEC ロゴ(A)

8.1.1.1 SGEC のロゴは、森林の持続可能な管理をイメージするための水平的螺旋図形及びその下に配置される「SGEC」のイニシャルで構成される。

### 8.1.2 SGEC 商標ライセンス番号(B)

8.1.2.1 SGEC 商標を使用する組織を確認するために、SGEC ロゴは組織の SGEC ライセンス番号と併用されなければならない。6.2.1 項参照。

### 8.1.3 ラベル名 (C)

8.1.3.1 ラベル名は、ロゴの意味を伝える。

8.1.3.2 公式の SGEC ラベル名は日本語である。

8.1.3.3 SGEC ラベルは、複数言語によるラベル名を含めてもよい。「SGEC ラベルジェネレータ(作成)ツール」で提供される。

### 8.1.4 ラベルメッセージ(D)

8.1.4.1 ラベルメッセージは、ロゴの意味を伝える。

8.1.4.2 公式の SGEC ラベルメッセージは日本語である。

8.1.4.3 SGEC ラベルは、複数言語によるラベル名を含めてもよい。「SGEC ラベルジェネレータ(作成)ツール」で提供される。

## 8.1.5 SGEC ウェブサイト(E)

### 8.1.5.1 SGEC/PEFC ジャパンのウェブサイト。

URL:<https://www.sgec-pefcj.jp/> ラベル標記は、[www.sgec-pefcj.jp/](http://www.sgec-pefcj.jp/)

## 8.1.6 SGEC ラベル枠 (F)

8.1.6.1 枠を使用する場合、枠はラベルの異なる要素において常に縦横比率と寸法を尊重しなければならない。

## 8.2 デザイン(図案)上の仕様

### 8.2.1 色

8.2.1.1 SGEC ラベルは緑、黒、及び白の三色によって使用することができるが、常に単一色かつ対照色を背景にして使用することができる。

8.2.1.2 緑のロゴは、同色の緑の枠、そして SGEC ラベル名、メッセージ、及びウェブサイトは黒を使用しなければならない。白と黒についてはすべての要素が同一の色でなければならない。SGEC のラベル名は三者とも太字でなければならない。

色に関しては、原則「SGEC ラベルジェネレーター」ツールで生成されるデータを適用。それが使用できない場合には、以下の色を使用する。

色指定 : pantone 328

4色で表現する場合(近似値、色)

C= 100% M= 0 % Y= 47% K= 30%

但し、黒(スミ色)でも可

(黒と白抜きに図形修正)





**注意書** デザイン上の仕様を解説するために、緑の横向き枠付きの SGEC 認証ラベルが使用されているが、同じ原則が他のラベルでも適用される。

## 8.2.2 ラベルの方向

8.2.2.1 SGEC ラベルは縦長および横長で使用することができる。



横長



縦長

## 8.2.3 寸法

8.2.3.1 高さとの比率は常に保たなければならない。SGEC 商標の種々の要素の比率も尊重されなければならない。

## 8.2.4 最小サイズ

8.2.4.1 ラベルの最小サイズは下記でなければならない。



### 8.2.5 設置

8.2.5.1 ラベルが乱雑にならず、容易に認識されるように、ラベルの周辺には十分なスペースを取らなければならない。十分なスペースとしての最低限の量は、ロゴの下の SGEC イニシャルの S のサイズと同等でなければならない。



### 8.3 ラベルの選択的な使用

8.3.1 下記の要素は、SGEC ラベルから選択的に省略することができる。

表 SGEC ラベル 3 種のロゴ、ラベル名、メッセージ等の選択的な使用

	SGEC 認証ラベル	SGEC リサイクルラベル	SGEC 製品外ラベル
SGEC ロゴ	不可	不可	不可
ラベル名	可	不可	適用なし
ラベルメッセージ	可*	可*	可*
SGEC/PEFC ジャパンウェブサイト	可	可	可

枠	可	可	可
---	---	---	---

\* この使用は、常に要求事項 7.1.1.1 項を遵守しなければならない。8.3.2 および 8.3.3 項も参照。

8.3.2 SGEC ラベルをメッセージなしで使用する場合、下記の例の様にラベルには製品名を含めてもよい。



8.3.3 ラベルが何に言及しているのかが不明な場合(要求事項 7.1.1 項を参照)、ラベルメッセージは製品名に差し替えることが認められる。

8.3.4 ラベル使用の前後関係によって SGEC の趣旨が明白な状況であれば、プロモーション目的の SGEC ラベル使用においてはラベルメッセージを省略することが認められる。

8.3.5 デザイン上の理由で通常の SGEC ラベルのデザインが使用できない場合は、SGEC ラベルは、SGEC/PEFC ジャパンによる事前許可を得た上で、下記の様なオプションとしての使用ができる。

- a) SGEC ロゴを SGEC ロゴの水平的螺旋図形と SGEC の文字及び商標番号に分離し、隣り合わせに配置する。このフォーマットにおけるラベルの最小サイズは、SGEC のイニシャルとライセンス番号が判読可能であることを確実にしなければならない。(要注意 水平的螺旋図形に付随する「SGEC」削除)



- b) SGEC ロゴを SGEC ロゴの水平的螺旋図形と SGEC の文字及びライセンス(商標)番号に分離し、ライセンス番号を SGEC のイニシャルの下に配置する。このフォーマットにおけるラ

ベルの最小サイズは、SGEC のイニシャルとライセンス番号が判読可能であることを確実にしなければならない。(要注意 水平的螺旋図形に付随する「SGEC」削除)



製品上使用の場合、そのラベルが言及する製品又は原材料が明瞭でなければならない。  
製品外使用の場合は、SGEC の趣旨が明白でなければならない。

#### 8.4 変形使用

8.4.1 「SGEC ラベルジェネレータ(作成)ツール」から得られた SGEC ラベルは、変更又は再生をしてはならない。

8.4.2 非標準色の使用又はその他の変形を施した SGEC ラベル使用は SGEC/PEFC ジャパンによる事前許可を必要とする。

#### 附則

施行日は、2021年6月1日とする。

移行期限は、2023年8月14日とする。

次回レビュー開始は、2026年3月29日以前とする。

SGEC 規準文書 6 付属書 1 プロモーションラベル用の代替メッセージ(表)

SGEC 規準文書 6

付属書 1 プロモーションラベル用の代替メッセージ

表 プロモーションラベル用の代替メッセージ

商標使用者グループ	メッセージ
グループ B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な森林管理の促進</li> <li>・ 【企業名】は SGEC 持続可能な森林管理認証書を保有しています。</li> <li>・ 私ども/当社の森林を SGEC 認証の要求事項に従って管理しています。</li> <li>・ 当社の森林管理は SGEC 認証を受けています。</li> </ul>
グループ C	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な森林管理の促進</li> <li>・ 【企業名】は SGEC 認証を受けた COC を有しています。</li> <li>・ 【企業名】は SGEC 認証製品を提供します。</li> <li>・ 私ども/【企業名】は、SGEC の認証製品の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。</li> <li>・ 私ども/【企業名】は、SGEC の木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。</li> <li>・ 当社製品上の SGEC ロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材、および/または管理材を使用していることを確認します。</li> </ul> <p>SGEC ラベル付きの製品の購入一つ一つが森林及び森林地域社会に変化をもたらします。</p>
グループ D: 認証機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な森林管理の促進</li> <li>・ 【認証機関名】は SGEC 森林管理認証の認定を受けています。</li> <li>・ 【認証機関名】は SGEC-COC 認証の認定を受けています。</li> <li>・ 【認証機関名】は SGEC 森林管理認証及び SGEC-COC 認証の認定を受けています。</li> </ul>
グループ D: 認定機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な森林管理の促進</li> <li>・ 【認定機関名】は SGEC 森林管理認証の認定を提供いたします。</li> <li>・ 【認証機関名】は SGEC-COC 認証の認定を提供いたします。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【認証機関名】は SGEC 森林管理認証及び SGEC-COC 認証の認定を提供いたします。</li> </ul>
<p>グループ D: SGEC 認証を受けた完成 品を調達する非認証企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な森林管理の促進</li> <li>・【企業名】は SGEC 認証製品を提供します。</li> <li>・私ども/【企業名】は、SGEC の認証製品の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。</li> <li>・私ども/【企業名】は SGEC の木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。</li> <li>・当社製品上の SGEC ロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材、及び管理材を使用していることを確認します。</li> <li>・SGEC ラベル付きの製品の購買は、一つ一つが森林や森林地域社会に変化をもたらします。</li> </ul>
<p>グループ D: PEFC 国際ステークホル ダー・メンバー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な森林管理の促進</li> <li>・【主体名】は SGEC のステークホルダー・メンバーです。</li> <li>・私ども/【企業名】は、SGEC の認証製品の調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。</li> <li>・私ども/【企業名】は SGEC の木材/紙/パッケージの調達を通じて持続可能な森林の促進を支援しています。</li> <li>・当社製品上の SGEC ロゴは、当社の木材/紙/パッケージが持続可能に管理された森林からの原材料、リサイクル材、及び管理材を使用していることを確認します。</li> <li>・SGEC ラベル付き製品の購買は、一つ一つが森林や森林地域社会に変化をもたらします。</li> </ul>
<p>グループ D: 上記以外のグループの D 組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続可能な森林管理の促進</li> </ul>

**注意書 1:** 複数の使用者グループに属する組織は、どのグループのラベルメッセージでも使用することができる。

(例えば、認証企業でもあるステークホルダー・メンバーは、グループ D:ステークホルダーが解説するラベルメッセージ、又はグループ C:認証企業が解説するラベルメッセージのどちらでも使用することができる。

**注意書 2:**【 】の中の言葉は、相対するオプションで代替する。例えば、組織が SGEC 認証木材を調達する場合は、ラベルは「当社製品上の SGEC ロゴは、当社の木材が持続可能に管理された森林、リサイクル材及び管理材に由来することを確認します。」

SGEC 規準文書 6 付属書 2 (参考) SGEC ラベルの不正使用の例

SSGEC 規準文書 6

付属書 2 (参考)

SGEC ラベルの不正使用の例

下記の事例が不正使用の例となる。

1. ラベル内容の書体変更
2. ラベル内容の各要素の相対的大きさの変更
3. ラベルの色の変更
4. ラベルの形の変更
5. SGEC ラベルを他のメッセージ、主張又は SGEC に関して誤解を生じるようなラベルと使用
6. ラベルの要素同士の距離が密着または離れすぎ
7. 省略不可能な要素の移動や省略
8. プロモーションラベルの製品上使用
9. 不鮮明な SGEC ラベルの使用
10. SGEC ラベルと他のラベルの間や要素が密着